

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

札幌市老人休養ホーム条例（昭和48年条例第51号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の2ただし書を次のように改める。

ただし、第12条第1項の規定により同項の指定管理者に休養ホームの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、利用開始時刻を繰り上げ、又は利用終了時刻を繰り下げることができる。

(2) 第2条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間若しくは利用期間を変更し、又は休業日を設けることができる。

(3) 第12条第3項中「第2条の2」を「第2条の2第2項」に、「第10条第1項」を「第10条第1項ただし書」に改める。

(4) 第13条第3項中「に規定する」を「の」に、「額の」を「額（別表1に定める利用の区分若しくは単位を変更し、若しくは新たな利用の区分若しくは単位を設定する場合又は別表2に定める回数券の区分若しくは種類を変更し、若しくは新たな回数券の区分若しくは種類を設定する場合にあっては、別表1及び別表2の規定による利用料の額を基準として市長が別に定めるところにより算定した額）の」に改める。

(5) 別表1備考3中「市長が定める」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

保養センター駒岡の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用時間の変更等を行うことができるようにするため、本案を提出する。